

平成２７年度包括外部監査テーマ：スポーツ推進及び文化芸術振興に関連する事業の財務事務の執行について

指摘・意見	項 目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
意見	スポーツ推進計画の進捗管理について	スポーツ推進計画に列挙された事業の中には、スポーツ推進計画とは独立に、それぞれの目的や目標のもとに実施された事業も多い。生涯学習推進課は、スポーツ推進の視点で各所管課の事業の充実が図られるよう期待しているが、本来の事業の在り方からスポーツ関連の部分のみに注力することは、事業のバランスを変えることになる。一方で従来の在り方を全く変えないと、スポーツ推進計画に含められること自体に無理があると考えられる。このような事業については、今後こういった進捗管理や評価を行うのが適切か、検討が必要と考えられる。	次期港区スポーツ推進計画策定に向けて、令和２年度に掲載事業の調査をしたところ、改めて各事業についてスポーツ振興につながる目的があることが確認できました。本調査において、改めて各事業についてスポーツ振興につながる目的があることが確認できましたので、今後、本計画に掲げる全事業について取組状況の評価を毎年実施することで、港区スポーツ推進計画における進捗管理を適切に行っていきます。	令和3年5月17日
意見	指定管理者へのインセンティブ付与について	神明子ども中高生プラザでは、指定管理者が障害児へのきめ細かな対応を実施しており、口コミで障害児の利用が増える傾向にある。このような場合に、指定管理者へ何らかのインセンティブを与えることができれば、指定管理者の励みとなり、事業の有効性、効率性のさらなる向上が期待できる。今後も所管課においては、指定管理者が安定的かつ効率的なサービス提供に向けて、積極的に事業を実施し、日々の業務改善に取り組むことができるよう、指定管理者へのインセンティブ付与の方法について留意しつつ、施設における継続的なサービス向上に取り組むことが望まれる。	指定管理者へのインセンティブの付与として、区は、予算の弾力的運用（経費区分間の流用）、社会経済状況等の変化に伴う経費負担への対応、余剰金を活用した事業提案の採用、評価結果の公表を実施しています。今後も引き続き、月次モニタリングを通して、業務実施状況等を把握し、上記のインセンティブを活用することで指定管理者の意欲を引き出すとともにモチベーションの維持・向上に努めます。	平成29年4月12日
意見	未成年者に関する法律文書の署名について	施設内において未成年者が怪我をし、母親のみの署名で念書を作成した事案が見られた。未成年者の法定代理人は親であるから、未成年者に関する法律文書には親（父母がいる場合には両親）の署名が必要である。今後は、原則として法定代理人（父母がいる場合には両親）の署名を要することを各施設の共通認識とし、統一的な対応をする必要がある。	未成年者に関する法律文書は、法定代理人（父母がいる場合は両親）が複数いるかを確認し、必ず全ての法定代理人（父母がいる場合は両親）の署名もしくは捺印をもらうことを徹底しました。	平成29年4月12日
意見	事業計画書の日付の無記載について	指定管理者から提出された事業計画書に、日付が記載されていなかった。基本協定書上要求される正式な文書である以上、作成日付を記載すべきである。	平成２８年度分の事業計画書から、作成日付を記載することを徹底しました。	平成29年4月12日
意見	保健証券の未確認について	指定管理者には保健加入が義務付けられているが、区は保険証券の原本を確認しておらず、写しの提出も求めていなかった。保険加入は受託者の義務であり、区は履行の確認を適時に行って、その事跡を残すため写しを入手する必要がある。また、区は写しを適切に保管して、いつでも保険の内容を把握できるようにすべきである。	平成２６年度の保険証券については、その後、原本を確認し、区は写しを保管しました。平成２７年度からも保険証券の原本を確認し、写しを保管することを徹底しました。	平成29年4月12日
指摘	協議会の不開催について	放課ＧＯ→クラブさんこう、放課ＧＯ→クラブしんのうにおいて、平成26年度は協議会が開催されなかった。要綱に準拠して協議会を開催したうえで、事業の運営に関する事項は今後関係者で別途協議していくなどとし、その旨を会議録として残すべきである。	平成26年度当時、放課ＧＯ→クラブさんこう、放課ＧＯ→クラブしんのうの協議会を開催することが、困難な状況でした。平成27年度、白金の丘小学校が開校し、同時に、放課ＧＯ→クラブしろかねのおかが開設され、それ以降、放課ＧＯ→クラブしろかねのおか協議会を毎年度開催しています。今後、協議会開催が困難な場合、事業の運営に関する事項については関係者の意見を郵便等の手段で集約し、記録に残るように調整します。	令和元年5月20日
指摘	協議会会議録の不作成について	放課ＧＯ→あかさか、放課ＧＯ→しろかねの２実施校で協議会会議録が作成されていなかった。会議録は確実に作成する必要がある。	平成２７年度から協議会実施後、直ちに議事録を作成しています。作成漏れがないように必ず確認しています。	平成29年4月12日

指摘・意見	項 目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
意見	幅広い交流を目指して	さわやか体育祭の参加者アンケートによると、参加者の属性に大きな偏りがあることがわかる。さわやか体育祭は地域間交流や世代間交流を目的に含めていることから、区は参加者の偏りをなるべくなくし、多くの高齢者が参加できるように工夫する必要がある。また総合支所が持ち回りで実施していることから、地域ごとのいきいきプラザにおいてミニ体育祭等のイベントを開催したり、さわやか体育祭の開催時期を検討するほか、多くの参加者により身近に参加してもらうにはどうすればよいかを考えるための準備期間を設けるなども検討する必要がある。	平成29年度のさわやか体育祭の区民周知については、従来のポスター、広報、ホームページによる周知だけでなく、新たに、ちいばすでの車内広告やデジタルサイネージを活用し、普段いきいきプラザを利用する機会がない高齢者へのPRを強化しました。また、これまで参加比率が少なかった男性向けポスターを作成、さらに紹介キャンペーンを実施して新規の参加者を募るなどの工夫をしました。その結果、平成29年度は男性参加者は前年比30人（111％）増、全体の参加者は112人（33.5％）増となりました。 また、平成29年度から、開催時期を5月から7月に2か月間ずらし準備期間を十分に確保し、実行委員会の開催回数を増やす等、アイデア出しを含め入念な準備を行いました。この体育祭開催のノウハウの継承については、引継書を有効に活用し、翌年度の担当地区に確実な引継ぎを行います。	令和元年5月20日
意見	事業の有効性について	スポーツ推進計画ではプレーパークの推進をうたっている。スポーツ推進計画において、スポーツは目的を持って意識的に行う身体活動の全てであると広くとらえているが、プレーパークの所管課はスポーツ推進計画での位置づけについて、プレーパークには目標に向けて努力を促すような要素はなく、身体を動かすことや仲間とコミュニケーションをとることが広い意味ではスポーツにつながる可能性もあるが、それを目指すものではないとしている。本事業がスポーツ推進計画においてどのような有効性を発揮できるのか、再度確認が必要である。	子ども達に自由にのびのびと思い切り遊ぶことができる場と機会を提供し、様々な経験と交流を通じて、子どもの心身の発達や豊かな育成を支えるためプレーパークを推進しています。プレーパークは、大人たちが見守りながら子どもが自由発想で責任を持ちながら遊び、幅広く多様の種類があります。スポーツ推進計画においてプレーパークは、子どもの運動環境の充実という視点で計画計上している事業ですので、今後も関係課と連携し、スポーツ推進計画の推進に努めます。	平成29年4月12日
意見	利用定員について	障害者のためのリフレッシュ体操は定員30名であるが、対象となる身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は7,000人を超えている。対象者数に対して定員30名という状況が十分かどうか、検討の余地がある。	これまで、リフレッシュ体操の希望者全員が受講することが出来ている状況にあり、また、体操を実施するに当たっては、安全面に充分配慮する必要があることから、定員30名は適切であると考えています。今後も希望者数の推移等を注視し、必要に応じて事業の内容や定員を見直します。	平成29年4月12日
意見	参加人数の内訳について	いちょう学級の運営は、受講者が安全に安心して活動に参加できるよう、講師の他、ボランティアや看護師といった多くの人に支えられている。保健福祉支援部事業概要や事務事業評価シートにおいて、いちょう学級の参加者数を記載しているが、人数の内訳は示していない。人数の内訳が示されていないと、その実態が伝わらず、誤解を招く恐れがある。述べ参加者数を公表する際には、人数の内訳を明示することが必要と考えられる。	平成28年度から保健福祉支援部事業概要において、延べ参加者数を「受講者数」と「講師・ボランティア数」に分けて明示しました。	平成29年4月12日
意見	開催数と定員について	生活習慣病予防教室や健康講座は人気が高く、好評であることから、会場をみなと保健所に加え区民センターやスポーツセンターでも開催するなど、より多くの参加機会を提供できるような展開が必要と考えられる。	平成28年度の健康講座は、COPD（慢性閉塞性肺疾患）と歯科をテーマにした会を男女平等参画センター（リーブラ）にて開催しました。また、生活習慣病予防教室は、平成29年度に各地区にある区有施設で開催する予定です。今後も、より多くの区民が参加しやすいよう、機会の提供に努めてまいります。	平成29年4月12日
意見	事業の有効性について	スポーツ振興計画において、スポーツは目的を持って意識的に行う身体活動の全てと捉えており、親子ふれあい広場における身体活動は、副次的にスポーツ振興に寄与すると考えられる。所管課にはこの事業をさらに充実させ、親子の健康増進や体力向上を図り、スポーツ振興計画に寄与するプログラムを実施することが求められる。	平成28年度から、「のんきヨガ」は年9回から12回、「親子ヨガ」は年10回から12回と、実施回数を増やしました。また、平成27年度は試行実施としていた「抱っこdeウォーキング」を平成28年度から本格実施（年3～4回開催）とするなど、親子で参加できる講座として、身体活動ができるものを積極的に取り入れました。	令和元年5月20日

指摘・意見	項 目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
指摘	ラグビー普及事業業務委託料の積算根拠について	ラグビー普及事業は公益財団法人日本ラグビーフットボール協会への委託により実施している。契約金額について、見積書は一式8,650,000円となっており、当該見積書に内訳の記載があったが、一式の内訳を実施項目ごとに前期と後期に分けて記載されたものが全体の95%にのぼっていた。ラグビー協会の実施報告に記載された業務については、実施方法及び経費内訳は見積上明らかにされていない。キスポート財団からラグビー協会への委託料は、見積に基づいて支出されているため、委託料の最終的な使途が不明になっている。委託料は区の補助金を原資としていることから、所管課及びキスポート財団は公金の使途について説明責任を果たさなければならない。所管課及びキスポート財団はラグビー協会への委託業務について適切に管理監督する必要がある。	平成28年度は業務委託の契約締結時において、見積書の内訳の詳細を記載しました。例としては、KISSポート誌招待チケットプレゼントの事業やトップリーグ「港区DAY」等の事業など各事業を項目ずつに分けて、記載し、積算根拠を明確にしました。	平成29年4月12日
指摘	ラグビー普及事業業務委託の実施項目について	ラグビー普及事業の実施報告の中に、仕様書にない項目が記載されていた。仕様書にない項目を実施するには、通常は経費の追加的発生が伴い、契約の変更が必要なはずであるが変更は行われていない。追加的支出がないとしても、仕様書に定めのない事項について実施したものとして、委託業務の実施報告に記載する場合は、委託業務外であることを明記すべきである。所管課及びキスポート財団は、ラグビー協会への委託業務について適切な管理監督を行い、かつ、実施報告の内容についても十分に確認する必要がある。	平成28年度から仕様書にない項目については実施報告書に記載しないこととし、適宜、業務実施状況の確認の打合せを行い仕様書に基づき履行されたことを確認することとしました。	平成29年4月12日
意見	ラグビー普及事業の計画と評価について	平成26年度スポーツイベントのラグビー普及事業を除くその他11件の事業については、キスポート財団が実施し、計画書と評価書を作成して前年度との比較を行って、課題や改善事項の認識と共有を図っている。しかしラグビー普及事業については、評価書が作成されておらず、ラグビー協会からの実施報告には前年度との比較、課題や改善事項の記載がない。委託の場合、受託者は委託者の事業を代行する立場であることから、キスポート財団はラグビー普及事業について直営と同等の評価を行う必要がある。	ラグビー普及事業の計画書と評価書の作成について、平成29年度からは他のスポーツイベントと同様に事業開始前に計画書を、事業終了時には評価書を作成し、財団内の事業改善検討会にて評価を行っています。ラグビー協会からの実績報告については、区と財団、日本ラグビーフットボール協会の3者で月例の会議を行い、課題や改善事項を整理し、事業終了後の実績報告書に盛り込んでいます。	令和2年5月19日
意見	ラグビー普及事業業務委託の見積と実績の乖離について	ラグビー普及事業の中で、被災地支援事業としていわき市の小学生に試合観戦の機会を提供しているが、参加者数や記念品について、見積と実績に乖離ないし不一致が生じていた。イベントを成功させるには一定程度の参加者が必要であり、参加者の募集を行う課と協力して参加を促す工夫が求められる。	参加者減少のため、平成26年度に本事業は終了しましたが、ラグビー普及事業のイベント参加者募集については、関係各課との連携のほか、区内大学に協力を依頼するなど参加を促す取組を行っておりますが、平成30年度からは新たにSNSを活用した周知を行うことにより、平成29年度と比較して522名の参加者数増につながりました。	令和元年5月20日
意見	ラグビー普及事業の実施方法について	ラグビー普及事業については委託でなく補助あるいは助成事業とし、実績に基づく清算により補助金又は助成金を支払うようにすることも検討の余地がある。ラグビー協会は委託業務以外にも関連する項目を実施している。ラグビー協会には自主性を発揮して独自に事業を実施してもらい、そのうち区の施策と一致する部分について区及びキスポート財団が補助あるいは助成するという方法をとれば、ラグビー協会の自主的な事業展開を助成する意味でも有意義と考えられる。	港区と公益財団法人日本ラグビーフットボール協会が平成21年2月に締結した基本協定に基づき、互いに有する資源を有効活用し、積極的に連携協力する取組の一環として、タグラグビー教室の業務を委託しています。タグラグビー教室は、協会が提供する誰もが楽しめるプログラムと実技指導を行うことにより、参加者から大変好評を得ています。引き続き、協会が有する知識やノウハウを活用し、これまでの実績をもとに事業を継続することとします。	令和3年5月17日
指摘	実施報告書（年報）の作成について	タグラグビー教室業務委託において実施報告書（年報）が作成されておらず、区によると実施報告書3月分が年報を兼ねた内容で作成されているとのことであった。当該報告書を実施報告書（年報）として位置付けるのであれば、その旨を明記する必要がある。	平成27年度からタグラグビー教室の実施報告書を月報と年報とに分けて作成することとしました。	平成29年4月12日
意見	スポーツ推進委員に対する報酬について	スポーツ推進委員に対する報酬については、月額8,700円となっているが、金額の根拠は不明であり、少なくとも平成15年以降は変更されていない。当該報酬は年104,400円であり、これは公益社団法人全国スポーツ推進委員連合が平成25年12月に実施した調査による平均額、年45,000円に比較し高い。区はスポーツ推進委員の報酬について、他の非常勤の公務員とのバランスを考慮しつつ、活動実績を踏まえた報酬の在り方を検討することが望ましい。	平成29年度スポーツ推進委員に関する実態調査報告書によれば、東京都23区の報酬の平均額は112,200円であり、他の非常勤公務員である青少年委員の報酬は104,400円であり、同額であることが確認できました。	令和元年5月20日

指摘・意見	項 目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
意見	障害者スポーツの推進体制の確立について	スポーツ推進計画において障害者がリハビリとしてだけでなく、娯楽や余暇活動としてスポーツを行えるような環境を整えるとしており、そのためには障害者を対象としたスポーツ事業を充実させる必要があるが、生涯学習推進課だけでの取組では限界があると言える。したがって障害者福祉課とも連携して取り組む必要がある。区は障害者スポーツに関する情報発信・普及啓発や障害者スポーツ指導者の育成にとどまらず、障害者スポーツ事業を充実させるために、障害者福祉課等の関係部署、スポーツ推進委員、スポーツ関係団体等との連携体制を強化するよう、障害者スポーツの推進体制を確立する必要がある。	平成２８年度は、日本パラバレーボール協会、日本ゴールボール協会と連携し障害者スポーツの体験事業や障害者福祉課と連携し障害者タグラグビー教室を実施することで障害者スポーツの連携体制を強化しました。	平成29年4月12日
指摘	社会体育団体育成事業に係る講師謝礼の支払証明書類について	社会体育団体育成事業に係る講師謝礼について、社会体育団体から講師に謝礼を支払った後、講師が受領したことを証明する書類を提出するものと規定しているが、区はこの証明書類の提出を受けていない。区は社会体育団体に対し、講師が講師謝礼を受領したことを証明する書類の提出を求める必要がある。	平成２８年度から講師が社会体育団体から謝礼を受け取った領収書の写しを提出してもらうこととしました。	平成29年4月12日
意見	体育協会補助金の概算払の清算について	体育協会に対する補助金は、四半期ごとに分割した概算払により交付されている。清算についてはそのつど清算することなく、金額が確定した後に一括して行っている。概算払の清算についてはそのつど清算することが原則であって、一括して清算することは区長が特に必要と認める場合といった例外に限られる。起案書において例外規定による理由は記載されていない。例外規定を適用するのであれば、特に必要と認める理由について、起案書に具体的に明記しておく必要がある。	平成２８年度から補助金の支出・清算方法を見直し、港区会計事務規則第９０条第１項第２号の規定に基づく前金払とし、金額が確定した後に一括して清算する方法に変更しました。	平成29年4月12日
指摘	再委託の承認について	平成6年度スポーツセンター管理運営において、ろ過装置保守業務、可動床保守業務、プール躯体保守業務について、再委託が承認されているが、ホームページ保守業務については、再委託が承認されていなかった。区は指定管理者が再委託している業務の網羅性を確認し、再委託している業務があれば、漏れなく承認申請を行うようにする必要がある。	平成２８年度のホームページ保守業務を含めたすべての再委託業務については、再委託申請受付時に漏れがないことを確認したうえで再委託承認を行いました。	平成29年4月12日
指摘	履行確認及び請求内容の確認の徹底について	水泳指導業務委託について、業務報告書と請求書の記載内容が整合していない点が多く存在していた。請求書と業務報告書の時間の突合をしていない。また業務報告書に合計時間数の記載がないものが多数あり、請求書との突合ができないものもある。業務報告書は指導員ごとに作製されており、学校単位での集計はされていないため、請求書との突合ができない。業務報告書の記載方法が指導員によって異なるなど、記載方法が統一されていないため、集計時間の信ぴょう性も低くなる。区は業務報告書の集計時間を精査し、請求書との整合性について確認し、過不足額を清算する必要がある。	業務報告書と請求書の整合性について確認を行った結果、平成２６年度1,296円、平成２７年度432円の過払いがあったため、委託事業者から返金してもらいました。	平成29年4月12日
指摘	事前打ち合わせに係る時間の請求について	仕様書において定めのない事前打ち合わせ２７時間が、１時間400円で請求されている。また当該時間については、業務報告書に何ら記載されていない。事前打ち合わせの時間については、業務の一部であることは認められるとしても、仕様書において定めのない業務である以上、単価契約分としての請求を認めるべきではなく、総価契約分で賄うべきである。	平成２８年度から事前の打ち合わせに係る請求については、管理運営経費に含まれていることを仕様書に明記しました。	平成29年4月12日
指摘	業務報告書の時間集計方法の統一について	業務報告書について、時間数が誤っていたり、総時間数が記載されておらず、請求書と突合できないものが多数存在した。特に端数時間の取扱いが指導員によって異なっており、結果として総合計の時間数、請求する時間数が異なっている。指導時間に端数が生じた場合、30分単位で計算し30分に満たない端数時間は切り上げることとされているが、端数時間を切り上げる単位については示されていない。区は仕様書において端数時間の集計方法について詳細に明示し、業務報告書の時間集計方法が統一されるよう徹底する必要がある。	平成２８年度から業務報告書の集計方法が統一できるように仕様書に明記しました。	平成29年4月12日

指摘・意見	項 目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
指摘	大会参加費返納請求書の作成について	大会に参加しなかった場合、大会参加費支給要綱第7条の規定により、区長は部活動大会参加費返納請求書により、各学校に対し、負担金を返納を請求しなければならない。しかし、大会参加費返納請求書を作成することなく、負担金の返納を受けている。大会参加費支給要綱に従い、大会参加費返納請求書を作成する必要がある。	平成２８年度から部活動大会参加費返納請求書を作成し、学校に送付するよう徹底しました。	平成29年4月12日
意見	大会参加費に係る事務の効率化について	大会参加費に係る事務は、部活動外部指導員への講師謝礼の支払いと比較して効率的ではない。部活動外部指導員への講師謝礼の支払いと同様に、あらかじめ各学校に予算を配当する方法によることを検討する必要がある。	平成２８年度から大会参加費に係る予算は学校配当としました。	平成29年4月12日
意見	国際交流の実施地区について	区民が地域において文化芸術を通じて世界中の文化芸術の営みを感じられるようにするためには、日常的にいわば国際的な交流が可能な赤坂地区よりも、大使館の少ない地区でこそ積極的に実施すべき事業ではないかとも考えられる。そういった観点からは、他の地区での実施を検討する余地がある。他に、男女平等参画センターで実施している料理を媒介とする事業や、各図書館での外国絵本の読み聞かせ等があり、今後、これらを文化芸術振興プランに入れることも検討の余地がある。	芝地区では、スペイン文化に触れるイベント、麻布地区では、インターナショナルスクール在校生による造形作品展や世界のスイーツ教室の開催、高輪地区では、小中高校生を対象に海外映画の上映や関連資料を通じた海外文化の体験、芝浦港南地区では、子どもたちを対象に海外の文化や歴史等について学ぶプログラムや、英語を通じたゲームや遊びのプログラムなどを実施しており、これらの事業のほか、男女平等参画センターや図書館で実施している事業についても、平成30年２月に策定した「港区文化芸術振興プラン」に掲載し、各地区で積極的に国際交流事業に取り組んでいます。	令和2年5月19日
意見	成果物の有効活用について	芝地区の魅力発掘・発信の推進事業の中で、芝地区のまちなみの移り変わりをビデオで記録し、ＤＶＤに収める事業を行っている。しかし、ＤＶＤは「ふれ愛まつりだ、芝地区！」などでも公開以外に活用されていない。区の公式ホームページで公開したり、区役所等のロビーにあるモニターで公開したりすることで、区民の地域の歴史への理解を促し、地域への愛着を深め、地域の文化を広く発信していくなど、有効活用について検討するべきである。	ＤＶＤについては、平成２８年度は、区民参画組織芝会議（まちづくり部会・まちの魅力発掘部会）において検討資料として視聴したり、地区版計画の見直しを検討する地区版計画推進部会や、地域の人材を育成する「ご近所イノベータ養成講座」において参考資料として配布したほか、様々な区民が集まる地域交流拠点「ご近所ラボ新橋」でも映像を公開しました。今後も地域の歴史・文化を広く発信していくため映像を有効活用していきます。	平成29年4月12日
意見	地域資源の継承の取組について	第53回赤坂をどりの際、来賓及び参加者に対して名入れ手拭いを配布した。このことは記念品としての意味はあるが、このイベントに参加したことのない、あるいはイベントを知らない在住・在勤者等への情報発信については、より効果的な方法を検討する必要がある。	平成２８年度からは、地域の伝統芸能・伝統文化を後世に伝承する目的とした赤坂をどりでの手拭い配布を中止し、赤坂地区版計画書に基づく地域事業「赤坂青山子ども中高生共育（ともいく）事業」文化プログラムで体験講座を実施し、効果的に情報発信することとしました。	平成29年4月12日
意見	経費の受益者負担について	赤坂地区の小学生の岐阜県郡上市での体験教室について、その参加費は平成26年度10,000円であるが、なぜ10,000円であるかということについて、区の明確な方針があるわけではない。説明可能な受益者負担の方針を定めておくことが必要である。	平成２８年度に体験教室の受益者負担の考え方については、参加者には、鉄道・宿泊料等を負担してもらうこととし明確にしました。	平成29年4月12日
意見	実地踏査の報告書について	港区と郡上市の子どもたちの交流事業実地踏査運營業務委託について、実施報告書が作成されていない。下見を行った以上、その内容について報告書を作成し、その成果や検討しておくべき事項などを担当者全体で共有できるようにして、下見の効果を最大化するよう努める必要がある。	平成２７年度から実施報告書を作成し、引率者全員で課題・注意事項等を共有することとしました。	平成29年4月12日
意見	反訳業務の契約方法について	赤坂・青山歴史伝承塾の聞き取り取材に係る音声データの反訳業務委託は、13回に渡り同一の事業者と契約しているが、契約事務の効率性を考えると、単価契約による一括契約にしたほうが合理的であったといえる。事業の性質を考えると、複数回にわたる契約になる可能性が高く、また各案件もそれほどの金額でないことが予め判明している場合には、効率性にも配慮した契約方法を検討する必要がある。	赤坂・青山歴史伝承塾は平成２６年度で事業を終了しました。今後、同様の業務を実施する際は、内容を精査し、適正な処理に努めます。	平成29年4月12日

指摘・意見	項 目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
意見	イベント活動の総括について	本事業について、区はアンケートなどは徴収しておらず、イベントの総括については、イベント運営にかかる委託業務を行った事業者が提出した実施報告書があるのみである。本事業は平成26年度で廃止ということであるが、着ぐるみは平成27年度以降も活用される予定である。実質的に考えて継続される部分があるのであれば、今後に生かされる情報や経験を収集すべくアンケートを実施する等、今後の事業の展開を意義あるものにするよう努めるべきである。	赤坂親善大使の着ぐるみの活動は平成27年度以降も継続しています。効果の検証については、地区版計画書に引続き計上して事業の状況について、区民参画組織からの意見聴取の機会や、着ぐるみが出演した事業での来場者の反応の確認等情報収集しています。また、区主催の事業で着ぐるみを活用する際はアンケートの項目に加えて意見を聴取しています。	令和元年5月20日
意見	成果物の有効活用について	本事業の中には赤坂青山町会連合会創立60周年記念DVDを作成する業務が含まれているが、このDVDは赤坂地区総合支所管内の各町会及び自治会に配布する程度の活用に残っている。また、DVDの内容が多くの人に興味を持つようなものとは言えず、むしろ写真や書状などのほうが記念品として相応しいのではないかと考えられるものであった。メディアアート展だから映像化するというのではなく、町会連合会の60周年を記念するという目的とそれに相応しい手段を考えるべきである。	赤坂・青山歴史伝承塾は平成26年度で事業を終了しました。今後、同様の業務を実施する際は、内容を精査し、適正な処理に努めます。	平成29年4月12日
意見	赤坂親善大使の活用について	赤坂メディアアート展事業については展示業務も実施しているものの、費用の多くは赤坂親善大使の活動に費やされている。赤坂親善大使の活動に係る経費をメディアアート展として、あるいは文化・芸術事業として予算執行することには違和感を拭えないのも事実である。本事業は平成26年度で廃止ということであるが、赤坂親善大使についてはその事業目的を再整理し、今後の活用方法を検討していくことが必要である。	赤坂親善大使は、赤坂メディアアート展事業のまちおこしプロジェクトから誕生したもので、その誕生を記念した活動イベントを実施してきましたが、平成27年度からは、新たな赤坂地区版計画書において、地域事業「赤坂親善大使メジャー化計画」として活用することとしました。	平成29年4月12日
意見	アンケートの方法について	平成26年度実施分のアンケート結果では、参加者や来場者の意見の羅列があるのみで、区が来年以降、この意見の全てについて対応することは現実的ではない。より多くのアンケートを集め、多くの方から得られた情報を集計して分析する作業が必要となる。	平成28年度はアンケート内容を見直し、回答を選択する項目を増やしました。その結果、幅広い年代から回答を得ることができ、意見の集約にも繋がりました。	平成29年4月12日
指摘	交付請求書及び着手届の日付、金額について	5団体の交付請求書及び着手届について、日付、金額の双方、あるいはいずれか一方が鉛筆書きのものがあった。下書き等を目的とする鉛筆による記載は、正式な提出の際には消去できない筆記用具で書き改めるべきである。	全ての助成金関係書類は、消去できない筆記用具で記載することを徹底しました。	平成29年4月12日
指摘	団体への指導や助言について	助成事業に対する第三者による事後評価において、すべての項目において目標を達成できなかった団体は、事業審査会において、事業希望の著しい拡大や予算設定のずさんさについて懸念されており、事務局が同団体と実施状況を打ち合わせしながら進めることを条件に助成を決定したが、結果的に事務局による指導や助言が十分になされず、事業実施に対して低い評価にとどまった。団体への助成金を有効に活用するためには、団体の運営上の懸念点をできる限り早期に把握して、審査会での各委員の指摘や意見を事務局においても十分に検討し、適時に適切な指導を実施するべきである。	平成28年度から審査会での各委員の指摘や意見、その他団体の運営上の懸念点については、事務局でも共有・検討し、適時に適切な指導を行ない、団体への助成金を有効に活用することとしました。	平成29年4月12日
指摘	事業実績報告書の提出日について	実施要綱においては、事業実績報告書は事業が完了した日から30日以内に提出とされているは、事業が完了した日は特段定義されておらず、イベント等が終了した日なのか、アンケートの集計、経費の支払・精算まで含め、残務が完了した日なのか、あるいはその他特定の日であるのかは明らかではない。事業の完了日について明確に定義すべきである。	実施要綱第19条「助成決定者は、助成事業に係るアンケートの集計並びに経費の支払及び清算を全て処理し、助成事業を完了させた上で、助成決定のあった日の属する年度の3月20日（その日が港区の休日定める条例（平成元年港区条例第1号）第1条第1項の休日に当たるときは、当該休日の直前の平日）までに港区文化芸術活動サポート事業助成実績報告書（第8号様式）を区長に提出しなければならない。」とし、事業の完了日について明確にしました。	平成29年4月12日

指摘・意見	項 目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
指摘	事後評価者の任命について	平成26年度の事後評価については、事業実施要綱第18条第2項によらず、実質的には法人に依頼したうえで、法人に所属する者が各団体の評価を分担し、評価に対する謝金は全て法人代表者の個人名の口座に一括して振り込まれていた。従って、実施要綱に則った文化芸術に高い識見を有する者により評価が実施されたかどうか、明確となっていない。実施要綱に準拠した評価者を適切に任命すべきである。	平成27年度の事後評価より、実施要綱第18条第2項に基づき、文化芸術に関連する大学、財団、法人等から、過去に評価に関する実務経験がある5人の専門家に依頼し、評価を実施しました。	平成29年4月12日
意見	事業を中止した団体について	平成26年度は、平成25年度に続き2回目の助成を受けた団体が、展覧会の会場が手当できなかったことにより、事業の中止を届け出て、助成金を返還するに至っている。前年度は事業を問題なく実施し、高評価を得ていたため、事業の進捗に何らの問題が発生することを予想しづらいいえる。一方、事業の実施時期が前年度と異なることは事前に把握できたことから、必要な助言を行う余地が全くなかったとはいえない。事業中止等なく助成金を有効に交付するためにも、団体との実効性のあるコミュニケーションによる助言や指導が望まれる。	平成28年度からは事前にヒアリングを行うとともに、各団体の進捗状況の確認や助言、指導を定期的に行ない、事業中止等なく助成金を交付できるようにしました。	平成29年4月12日
意見	団体の代表者やその関連する者への支出について	事業実績報告書に添付された領収書等の証憑に、代表者やその近親者の可能性のある者への講演料・謝金等の支払が含まれていたり、代表者本人が別途経営する個人事務所への支払が含まれていたりする団体が複数あった。団体の運営においては、理事等がその団体から金銭を受受することは利益相反取引にならないように配慮する必要がある。助成の審査過程においては、代表者等に関わる取引に関する判断のプロセスは明確にしておく必要がある。	代表者等に関わる取引に関するものは予算書や決算書に明記させるとともに、事務局及び審査委員会で細かく確認し、審査の段階において利益相反取引にならないようにしました。	平成29年4月12日
意見	事業実績報告書の受領日について	一部の団体について、事業実績報告書の提出日として記載された日と区の受領印の日付に1週間以上の間隔がある。この状態では、区の確認業務の遅延によるものか、団体側の事情によるものか、一見して判断できない。当初提出日と最終確認日を区別できる様式の採用や別途書類の検収書の入手等を検討することが望まれる。	申請者に対して、実績報告書の不備が多くあるいは団体側の事情等により当初提出日から再提出日まで大きく間隔がある場合は、再提出の都度、日付を当該提出日に変更するよう徹底させるとともに、区の確認業務についてもより迅速に行うこととしました。	平成29年4月12日
指摘	参加団体の事業費負担について	子どもの広場部会は実行委員会から受け取った事業運営費を参加団体に事業費補助として支給している。各団体への支給金額は定額ではない。キスポート財団が保管している子どもの広場部会の出納帳に、各団体からの領収書のみが添付されており、支出内容を示す領収書等の証拠書類は、平成26年度の事務局である土木施設管理課で、各団体からの事業予算請求書とともに保管されていた。各団体の事業費の支給額は、提出された証憑の裏付けをもつものであったが、支給基準等を定めた規約等は特になかった。具体的な基準が定められていない事業費負担金を支給することは、団体が目的外の用途に流用する可能性を排除できない。支出に際しての判断基準が文書化されていないため、各年度の事務局担当者の裁量に依存することになり、一貫性のある対応は不可能となり、事務局担当者が判断に迷う場面も生じると予想される。証拠書類の取扱等も含めた参加団体への支給基準や事務処理の取扱規程を定めることが必要と考えられる。	平成28年8月1日に「みなと区民まつり実行委員会子どもの広場部会参加団体助成金交付要領」を制定し、目的、助成の対象となる経費や申請・決定・実績報告等の事務処理について定めました。子どもの広場の出展団体数も安定し、来場者数も増加してきたことから、この要領による助成は概ね3年を目途に廃止を予定しており、補助団体には、この間に丁寧に説明していきます。領収書等証拠書類については、申請書類等と一緒に子どもの広場部会から提出を受け、実行委員会事務局にて確認し、保管することとしました。	平成29年4月12日
指摘	預金口座の名義について	スポーツ部会が平成26年度の収入・支出に使用している銀行口座の通帳の名義が、平成15年当時の実行委員会事務局次長のままとっていた。口座の管理上、名義は実際の代表者と一致させることが必要である。	キスポート財団に口座名義を実際の代表者名に改めるよう指導を行い、平成27年度にスポーツまつり実行委員会事務局のスポーツ事業課長名義に変更したことを確認しました。	平成29年4月12日
指摘	支出の証憑類について	スポーツ部会の現金出納簿は、物品の購入の請求書、納品書がないものや、領収書に品代とのみ記載されており、内容が不明なものが散見された、物品の購入について品目・数量の明細は支出の適切性を担保するために重要であり、また翌年度の参考情報ともなるので、相手先から入手し保管することが必要である。また、イベントの謝礼の請求書について、但し書きがすべて空白となっていた。請求書の但し書きの部分を入力するよう、相手先に徹底する必要がある。	キスポート財団に物品購買に係る請求書、領収書の内容の明確化、講師謝礼の但し書きの記入について徹底するよう指導を行い改善したことを確認しました。	平成29年4月12日

指摘・意見	項 目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
意見	実行委員会の運営について	キスポーツ財団におけるまつりの運営では、区の補助金を原資とする資金が実行委員会に支出され、実行委員会では、その資金の一部がまつりの各部会の事業費として支出されている。そのうち子どもの広場部会では、さらにその一部が所属団体の事業費補助として支出されている。このように区の補助金を財源とする資金が4段階の事業費補助を繰り返しており、最終的な資金の使途が当初の補助金の支出目的に整合したものかを確かめることが困難になる。区の所管課はその状況につき、定期的に報告を受け、必要に応じて直接検査等の方法により監督する仕組みを構築することが望まれる。	平成28年度から、産業・地域振興支援部長に加えて地域振興課長も実行委員会役員会に同席し運営状況を把握しています。また、補助金の使途については、11月の中間監査、4月の決算・予算時に報告を受け確認するようにしており、平成30年度は、11月15日に中間監査を実施し、平成31年4月4日に決算・予算報告を行う予定です。 また、子どもの広場部会の補助については、平成28年度から3年間の猶予期間を設け、平成30年度の補助をもって終了しました。	令和元年5月20日
指摘	文化芸術振興プランでの位置づけについて	商店街と地方都市との交流物産展は文化芸術振興プランに国際交流を通じた地域コミュニティの活性化・商店街の新たな魅力づくり事業として位置付けられている。ここにいる国際交流とは区民と外国人住民を対象とするものである。これに対して商店街と地方都市との交流物産展は区内の商店街と地方都市のマッチングを支援することにより商店街の活性化を企図するものであり、直接的に国際文化交流を促進するものとは考えづらい。所管課は本事業の文化芸術振興プランでの位置づけについて再考する必要がある。	本事業について、新たな文化芸術振興プラン（平成30年度～平成35年度）には掲載せず、産業振興プラン（平成30年度～平成32年度）及び観光振興ビジョン（平成30年度～平成35年度）に掲載することで、位置づけを整理しました。 ※産業振興プラン：関係団体等との連携強化（全国交流物産展の開催） ※観光振興ビジョン：全国各地域と連携した観光振興（商店街と全国各地域との交流物産展の開催）	令和元年5月20日
指摘	契約締結について	みなと委員会では物品の購入や業務委託について、仕様書を提示し、発注先1者から見積書を徴収するのみで実施し、契約締結や契約書の取り交わしは行っていない。契約そのものは書面がなくとも成立するが、契約の締結と契約書の作成がなければ、取引の各種条件を客観的に確認し、証明する手段がないといえる。また、発注段階でみなと委員会が意思決定に関与せず、支出命令書の承認段階ではじめて事実を把握する事態も想定されるため、十分な管理や統制の仕組みが構築されているとはいえない。補助金を財源とする当該事業については、契約に係る事項の諸手続きや所掌事項をみなと委員会の規約等に規定し、十分な管理や統制のもとに効果的・効率的な事業運営が可能となるような改善を図り、それらに従った手続の実施を財団に要請すべきである。	物品の購入や業務委託について、取引の各種条件を客観的に確認・証明できるようにするため、契約書の取り交わしを行うよう財団に要請し、平成29年12月に改善内容を確認しました。	令和元年5月20日
指摘	街路灯フラッグ（バナー）の発注について	六本木商店街振興組合フラッグについて、見積書及び請求書をフラッグの制作者からではなく、六本木商店街振興組合から入手している。振興組合はフラッグを製作する業者に再発注しているものと推察されるが、保管されている書類では発注先は判明しない。物品の発注については業者との直接取引が原則であり、仮に代理店経由等であったも物品の供給元が不明な取引は行うべきではない。取引を透明性を確保するために、フラッグ製作者と直接取引ができるよう、改善を図る必要がある。	フラッグの本体の作成と設置については、フラッグのポールを有している六本木商店街振興組合より発注を受けた振興組合の指定業者が担当しています。東京国際映画祭の公式ロゴや映画祭上映作品のデータ及び「六本木商店街振興組合」の名称等については、振興組合に加盟する店舗が作業しています。また、発注からデータ入稿、設置、撤去までを六本木商店街振興組合が取りまとめています。見積書には再発注先の名称及び内訳を詳細に記載するよう財団に要請し、平成29年12月に改善内容を確認しました。	令和元年5月20日
指摘	アンコール上映会について	アンコール上映会は当初計画では予定されていない事業であった。みなと委員会の規約には、事業計画及び予算の変更や契約に関する手続が規定されていない。みなと委員会の規約改正を行うとともに、本件のような重要な事業計画及び予算の変更を行うとする場合などは、みなと委員会において十分に審議するとともに、適切な形で審議の事跡を残しておく必要がある。	当初計画になかった事業を実施する場合は、みなと委員会を臨時に招集し、審議をしたうえで実施するよう、みなと委員会の規約改正を行うよう要請し、平成29年3月のみなと委員会にて規約改正し、4月から運用されています。	令和元年5月20日
意見	収蔵品等の取扱について	郷土資料館では収蔵品等の取扱に関しては、特に明文化されたルールを定めず実質的には個々の学芸員が当然に備えている知識や経験によっている状況である。郷土資料館は平成29年度に移転して、かなり大きな規模になることが予定されていることを踏まえ、遅くとも移転までには収蔵品等の取扱を明文化しておく必要がある。	平成30年度に、新たに収蔵物管理システムを導入し、収蔵品の所在場所等の情報をシステムに取り込み始めました。今後、計画的に電子データ化を行い管理します。	令和元年5月20日

指摘・意見	項 目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
意見	収蔵品等の所在に関する情報の管理について	収蔵品等の管理台帳には収蔵品等の所在地が適時に更新されていないものがあった。平成29年度には郷土資料館は移転し、より大規模な施設になることから、収蔵品等の台帳管理の必要性も現在よりは高まるだろう。したがって、収蔵品等の管理台帳に係る事務についても滞りなく行えるよう、ルール化しておく必要がある。	平成30年度に、新たに収蔵物管理システムを導入し、一部の収蔵品の所在場所を含む情報をシステムに取り込みました。管理のルールを決めた上で、システムに登録すべきものと台帳で管理するものの考え方を整理し、統一的に管理することとしました。平成30年度から、優先的にシステムに取り込むべきものとして、資料の保存状態や重要性の高いものを中心に抽出し、取り込むこととしました。今後、計画的に電子データ化を行い、管理を行います。	令和3年5月17日
指摘	文化財保護奨励金の申請書について	文化財保護奨励金の交付申請書について、提出期限後に提出した対象者が複数件あった。提出が遅れても奨励金の受給に支障がないことが続けば、対象者にとって期限が有名無実化している可能性もある。文化財の保護に関する業務や奨励金の活用の実態を考慮して、提出期限を再検討する余地がある。	平成28年度は、提出期限を9月30日に変更するとともに、9月下旬で未提出の対象者に催促を行いました。その結果、辞退者を除く全員が期限までに提出を完了しました。	平成29年4月12日
指摘	文化財保護奨励金の実績報告書について	文化財保護奨励金の実績報告書は、区長宛てに対象者の所有する文化財の名称、文化財保護奨励金交付申請額、実績内容を記載する様式となっており、特段の証憑書類の添付等は要請されておらず、実績内容も必須の記載項目が定められていないことから、記載内容等が対象者により異なる。現行の実績報告書は奨励金を請求するための書類として位置付けられており、所管課が把握すべき区内の文化財の情報としての有用性は満たしていない。奨励金の交付は、本来対象となる文化財の状況の把握と連携させた業務とするべきである。	平成30年度から、効率的に業務を遂行するため、確認作業が同様である施設安全点検や企画展の実施時、文化財を紹介する様々な冊子の作成時の実地検査の場を活用して、実績報告の確認をすることとしました。	令和3年5月17日